

## 4 令和3年度不就学学齢児童生徒調査

### (1) 調査の目的

この調査は、文部科学省が学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的として実施したものです。

### (2) 調査対象・範囲

調査の対象・範囲は、横浜市内に居住している義務教育の学齢者のうち不就学となっている者

### (3) 調査期日

令和3年5月1日現在

### (4) 調査結果

#### ア 年度別 不就学学齢児童生徒数

年 度 別	理由別就学免除者及び就学猶予者数										一 年 以 上 居 所 不 明 者 数	学 齢 児 童 生 徒 死 亡 者 数 ( 前 年 度 間 )	
	就学免除者					就学猶予者							
	計	発 育 病 弱 不 完 全	院 施 児 童 自 立 支 援 に 設 け ら れ た 少 年	重 国 籍 の た め	そ の 他	計	発 育 病 弱 不 完 全	院 施 児 童 自 立 支 援 に 設 け ら れ た 少 年	重 国 籍 の た め	そ の 他			
児童数													
平成29年度	-	-	-	-	-	142	-	-	141	1	3	8	
平成30年度	-	-	-	-	-	150	-	-	150	-	-	6	
令和元年度	-	-	-	-	-	144	1	-	143	-	5	8	
令和2年度	-	-	-	-	-	144	-	-	144	-	5	5	
<b>令和3年度</b>	-	-	-	-	-	<b>138</b>	-	-	<b>138</b>	-	<b>2</b>	<b>8</b>	
生徒数													
平成29年度	-	-	-	-	-	80	-	-	80	-	1	8	
平成30年度	-	-	-	-	-	82	-	-	82	-	-	10	
令和元年度	-	-	-	-	-	74	-	-	74	-	3	5	
令和2年度	-	-	-	-	-	72	-	-	72	-	-	8	
<b>令和3年度</b>	-	-	-	-	-	<b>83</b>	-	-	<b>83</b>	-	<b>1</b>	<b>11</b>	

#### イ 年齢別 不就学学齢児童生徒数

年 度 別	理由別就学免除者及び就学猶予者数										一 年 以 上 居 所 不 明 者 数	学 齢 児 童 生 徒 死 亡 者 数 ( 前 年 度 間 )
	就学免除者					就学猶予者						
	計	発 育 病 弱 不 完 全	院 施 児 童 自 立 支 援 に 設 け ら れ た 少 年	重 国 籍 の た め	そ の 他	計	発 育 病 弱 不 完 全	院 施 児 童 自 立 支 援 に 設 け ら れ た 少 年	重 国 籍 の た め	そ の 他		
児童数計	-	-	-	-	-	138	-	-	138	-	2	8
男女	-	-	-	-	-	61	-	-	61	-	1	4
女	-	-	-	-	-	77	-	-	77	-	1	4
6歳												
男女	-	-	-	-	-	8	-	-	8	-	-	-
男女	-	-	-	-	-	8	-	-	8	-	-	-
7歳												
男女	-	-	-	-	-	5	-	-	5	-	1	-
男女	-	-	-	-	-	6	-	-	6	-	-	-
8歳												
男女	-	-	-	-	-	8	-	-	8	-	-	1
男女	-	-	-	-	-	14	-	-	14	-	-	2
9歳												
男女	-	-	-	-	-	11	-	-	11	-	-	1
男女	-	-	-	-	-	13	-	-	13	-	-	1
10歳												
男女	-	-	-	-	-	14	-	-	14	-	-	1
男女	-	-	-	-	-	19	-	-	19	-	-	1
11歳												
男女	-	-	-	-	-	15	-	-	15	-	-	1
男女	-	-	-	-	-	17	-	-	17	-	1	-
生徒数計	-	-	-	-	-	83	-	-	83	-	1	11
男女	-	-	-	-	-	48	-	-	48	-	1	2
女	-	-	-	-	-	35	-	-	35	-	-	9
12歳												
男女	-	-	-	-	-	15	-	-	15	-	-	-
男女	-	-	-	-	-	12	-	-	12	-	-	1
13歳												
男女	-	-	-	-	-	18	-	-	18	-	-	-
男女	-	-	-	-	-	8	-	-	8	-	-	3
14歳												
男女	-	-	-	-	-	15	-	-	15	-	1	2
男女	-	-	-	-	-	15	-	-	15	-	-	5

(注) 令和3年4月1日の満年齢によります。学齢児童生徒死亡者数は令和2年4月1日の満年齢によります。